

別 表 個人タクシーの申請に係る運転経歴要件

申請時の年齢	運 転 経 歴 要 件
35歳未満	<p>1 申請する営業区域内において、申請日以前継続して10年以上同一のタクシー又はハイヤー事業者において運転者として選任されているものであること。</p> <p>2 申請日以前継続して10年以上無事故無違反の優良運転者であること。</p>
35歳以上65歳未満	<p>1 申請日以前25年間のうち、自動車（※適用1）の運転を専ら職業とした期間（他人に運転専従者として選任されていた期間で、個人タクシー事業者又はその代務運転者であった期間を含む。）が10年以上であること。</p> <p>この場合、一般旅客自動車運送事業用自動車以外の自動車の運転を職業とした期間は50%に換算する。</p> <p>2 申請する営業区域内において、申請日を含み申請日前3年以内に2年以上タクシー・ハイヤーの運転者として選任されていた者であること</p>

（適用）

- 1 自動車とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第一に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車（患者等の輸送等特殊なサービスの用に供する自動車に限る。）で四輪以上の自動車とする。
- 2 「35歳以上65歳未満」の2に規定する「タクシー・ハイヤーの運転を職業」については、申請日を含み申請日前3年以内に、当初タクシー・ハイヤー運転者として選任され、引き続き運行管理者又は整備管理者に選任された者を含む。